

対応状況報告書

大 学 名：東京都立大学

評価実施年度：令和4年度

報 告 年 度：令和5年度

対象となる基準	基準3-6
改善を要する点	○学校教育法施行規則第172条の2に規定された、教員の学位及び業績が一部公表されていない。
対応状況	<p>・2023年3月31日時点で本学に所属するすべての教員の学位及び業績が本学ウェブサイトに記載されており改善されている。</p> <p>上記の改善を要する点の指摘に対して、2022年度第6回自己点検・評価委員会で該当部局長へ対応依頼を行い、2023年3月31日時点ですべての教員が本学ウェブサイト上に掲載されていることを確認した。</p> <p>また、2023年4月1日以降に着任した教員情報の掲載についても2023年度第3回自己点検・評価委員会において対応依頼を行い、引き続き情報の公表に適切に取り組んでいる。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <p>・3-6-1-01_「一部の教員の学位・業績情報」の公表に係る対応（非公表）</p>

対象となる基準	基準5-3
改善を要する点	○経営学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に超えている。また、法学政治学研究科専門職学位課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。
対応状況	<p>・法学政治学研究科専門職学位課程においては、2019年度から2023年度の平均入学定員充足率が0.87倍と改善されている。</p> <p>上記の改善を要する点の指摘に対して、法学政治学研究科法曹養成専攻では、定員充足率適正化に向け、以下の取組を行った。</p> <p>○入試説明会時期の見直し</p>

	<p>他法科大学院の入試説明会の実施日や受験生の志望校決定時期等を踏まえ、2022年度は例年よりも早い6月下旬開催とした。</p> <p>○連携協定提携先大学を対象とした説明会の実施 法曹養成連携協定提携先である明治学院大学法学部と東京都立大学法学部について、各大学の学生のみを対象とした説明会を開催した。</p> <p>○併願制度の導入 2023年度入試より、2年履修課程（一般選抜）と3年履修課程（一般選抜）の併願及び2年履修課程（一般選抜）と2年履修課程（特別選抜・開放型）の併願を認めることとした。</p> <p>○法科大学院ウェブサイトのリニューアル 2022年度にウェブサイトをリニューアルし、コンテンツの充実を図った。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2（令和5年5月1日現在） ・5-3-1-02_東京都立大学法科大学院入試説明会チラシ ・5-3-1-03_【明治学院大学学生向け】東京都立大学法科大学院入試説明会チラシ ・5-3-1-04_入試併願の案内（ウェブサイト抜粋） ・5-3-1-05_法科大学院進学説明会チラシ
--	---

対象となる基準	基準6-3
改善を要する点	○人文科学研究科、法学政治学研究科、経営学研究科においては、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準であることが認められず、教育課程の編成が体系性を有しているといえない。
対応状況	<p>・法学政治学研究科、経営学研究科においては、博士前期課程の修了要件に学部の授業科目を含めないことを規定で定めており改善されている。</p> <p>上記の改善を要する点の指摘に対して、法学政治学研究科では、2023年2月の法学政治学研究科教授会において決定された「法学政治学専攻博士前期課程の学生による学部の授業科目の履修に関する申し合わせ」に従い、2023年4月1日より、院生が学部の授業科目を履修し、これを修了単位に充当することを認めない。また、院生</p>

	<p>には、法学政治学専攻の授業概要・履修案内において周知した。 経営学研究科では、2023年3月の経営学研究科教授会において、経営学研究科要綱第4条第5項を改訂し、学部科目の修了要件への充当は認めない旨を追記し、2023年4月1日から施行とした。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6-3-1-06_(09)法学政治学専攻博士前期課程の学生による学部の授業科目の履修に関する申し合わせ（非公表） ・6-3-1-07_(09)2023年度授業概要・履修案内（法学政治学専攻） ・6-3-1-02_(10)東京都立大学経営学研究科要綱
--	--

対象となる基準	基準6-3
改善を要する点	○都市環境科学研究科を除いたすべての研究科において、1年間の研究指導の計画を、学生に対して毎年あらかじめ明示した上で、指導することとしていない。
対応状況	<p>・人文科学研究科、法学政治学研究科、経営学研究科、システムデザイン研究科においては、1年間の研究指導の計画を学生に対して毎年あらかじめ明示することを規定で定めており改善されている。</p> <p>上記の改善を要する点の指摘に対して、人文科学研究科では、2023年度より、毎年度、教室を単位として教室会議において研究指導の計画を決定し、教室ごとに学生に公表している。内規における明文化を図るため、2023年6月の人文科学研究科教授会において、「人文科学研究科における研究指導に関する内規」及び「人文科学研究科における研究指導の計画について」を策定し、研究指導の計画の決定および公表の手続き、ならびに指導教員が研究指導の計画に従って研究指導を行うことなどを定めた。</p> <p>法学政治学研究科では、2023年度より、毎年度、法学政治学研究科教授会において各分野の研究指導の計画を決定し、法学政治学研究科の「授業概要・履修案内」において学生に公表している。内規において明文化を図るため、2023年5月の法学政治学研究科教授会において、「東京都立大学大学院法学政治学研究科法学政治学専攻における研究指導に関する内規」を改正し、研究指導の計画の決定および公表の手続き、ならびに指導教員が研究指導の計画に従って研究指導を行うべき旨を追記した。</p> <p>経営学研究科では、2023年5月の経営学研究科教授会において、</p>

	<p>「経営学研究科における研究指導の計画について」を策定した。システムデザイン研究科では、2023年5月のシステムデザイン研究科教授会において、「システムデザイン研究科における研究指導に関する内規」を策定し、学生に研究指導の計画を公表することとした。公表は年度当初に本学の学生ポータルサイトであるCAMPUSSQUAREに掲載する。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6-3-4-07_(08)人文科学研究科における研究指導に関する内規（非公表） ・6-3-4-08_(08)人文科学研究科における研究指導の計画について（非公表） ・6-3-4-06_(09)東京都立大学大学院法学政治学研究科法学政治学専攻における研究指導に関する内規（非公表） ・6-3-1-07_(09)2023年度授業概要・履修案内（法学政治学専攻） ・6-3-4-05_(10)経営学研究科における研究指導の計画について（非公表） ・6-3-4-09_(13)システムデザイン研究科における研究指導に関する内規（非公表）
--	---

対象となる基準	基準6-4
改善を要する点	○すべての研究科の一部の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されていない。
対応状況	<p>・法学政治学研究科、人間健康科学研究科においては、以下の取組みにより適切な授業形態、学習指導法、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示され、また研究指導を課程修了に必要な授業科目単位としていると誤認されるような記載はなく改善されている。</p> <p>上記の改善を要する点の指摘に対して、法学政治学研究科では、2023年2月に法学政治学専攻の全授業科目のシラバスを確認し、適切な授業形態、学習指導法、授業の方法または内容を明記していなかった授業科目につき担当教員に修正を求めた結果、2023年4月現在全授業科目につき対応済みである。</p> <p>人間健康科学研究科では、2022年度人間健康科学研究科教務委員会</p>

	<p>で対応措置の取組を検討の上、各学域によるシラバス作成において指摘事項を踏まえた対応を行った。引き続き今年度の同委員会において、対応状況について確認し、必要な見直しを図っていく。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6-4-3-03_(09)2023年度シラバス（法学政治学研究科） ・6-4-3-04_(14)2023年度シラバス（人間健康科学研究科）
--	--

対象となる基準	基準6－4
改善を要する点	○経営学研究科では、課程修了に必要な授業科目単位に研究指導を含めている。
対応状況	<p>・経営学研究科においては、課程修了に必要な授業科目単位に研究指導を含むことを定めていた規定を改正しており改善されている。</p> <p>上記の改善を要する点の指摘に対して、2023年1月の経営学研究科教授会において、課程修了に必要な授業科目単位を定めている「経営学研究科要綱」第4条2，3，4について、研究指導が含まれないよう改訂し、2023年4月1日から施行している。</p> <p>【根拠資料・データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6-3-1-02_(10)東京都立大学経営学研究科要綱

(注)

1. 機構で受けた大学機関別認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況について記入してください。
2. 「改善を要する点」には、評価結果報告書の「Ⅱ 基準ごとの評価」の【改善を要する点】に記載された内容をそのまま転記してください。
3. 「対応状況」には、「改善を要する点」として指摘された事項に関して改善された状況の具体的な内容及びその改善を実現した取組について、根拠資料・データ等とともに「対応状況」欄に記入してください。
4. 根拠資料・データ等は、その名称を記載のうえ、別添として添付してください。評価結果の追記公表の際に併せて公表しますので、資料番号については、既存資料と重複しないよう、既存資料の資料番号以降の連番としてください。
5. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨のみを記載してください。